

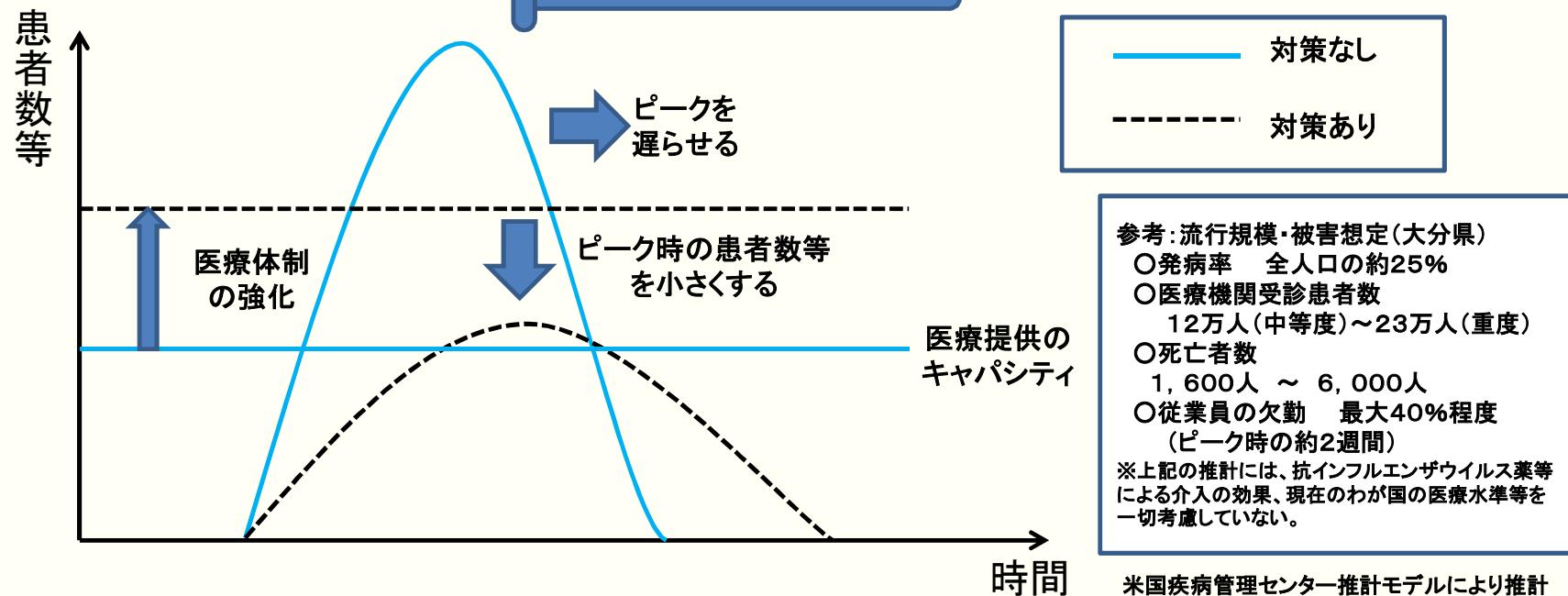
大分県新型インフルエンザ等対策行動計画概要

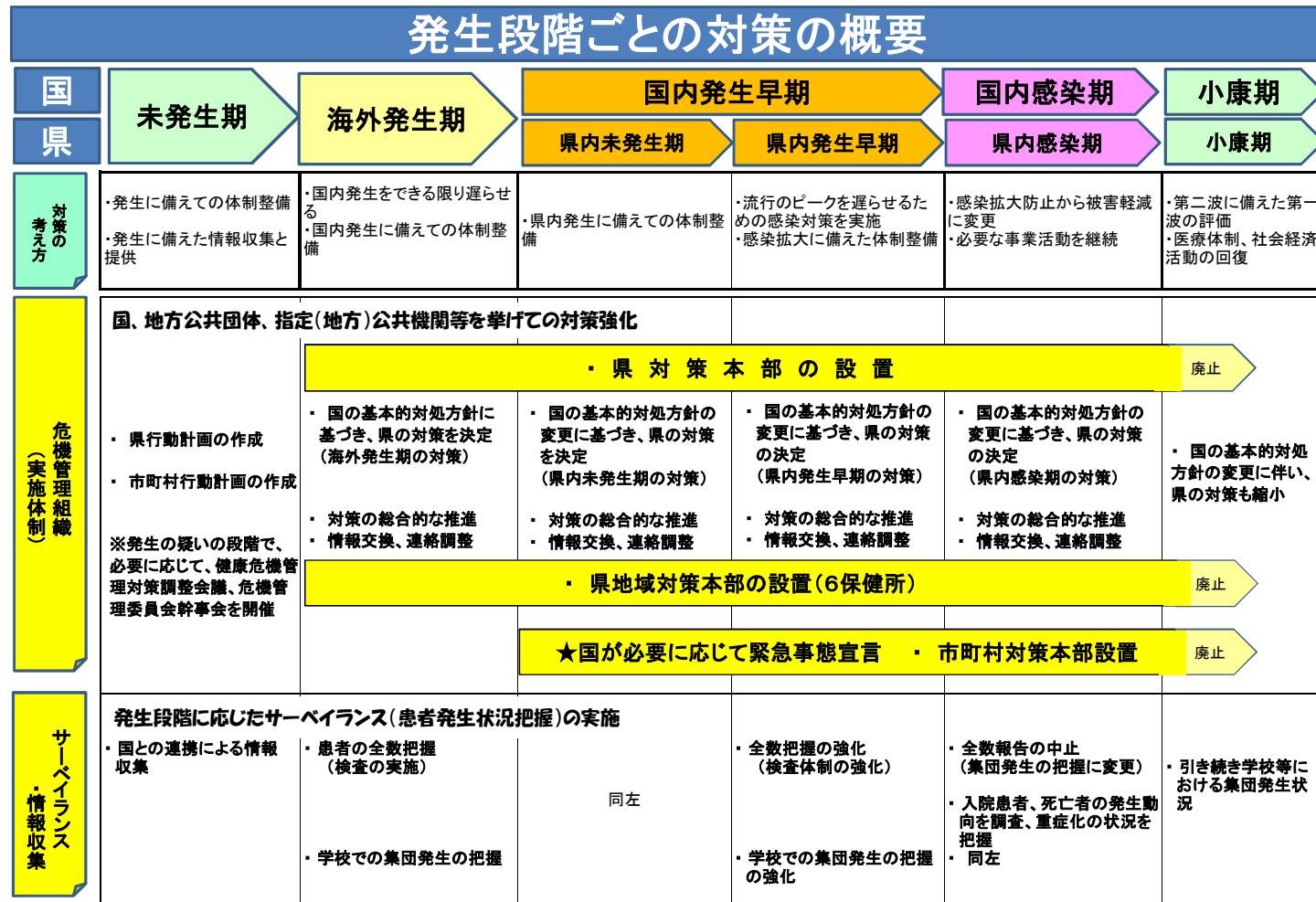
新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づき、県行動計画を作成し、国、県、市町村、事業者等が連携・協力し発生段階に応じた総合的な対策を推進

対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等の現場が動きやすくなるよう配慮。

対策の効果 概念図





発生段階ごとの対策の概要

国 県	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
情報提供共有	一元的な情報発信、県民への分かりやすい情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの体制整備 ・継続的な情報提供（マスク着用、咳エチケット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの設置（帰国者・接触者相談センター） ・県ホームページ等での情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの充実、強化 ・県ホームページ等での情報の提供 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの縮小、閉鎖 ・情報提供の見直し
予防・まん延防止	法制化された予防接種体制等 <ul style="list-style-type: none"> ・個人における対策の普及（マスク着用、咳エチケット等） ・予防接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水際対策の開始（検疫所との連携） ・予防接種の準備、開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対するマスク着用咳エチケット等の勧奨 ・予防接種の継続 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた予防接種の継続
医療	発生段階に応じた医療提供体制 <ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者接触者外来」の整備 ・地域医療体制の整備 ・抗インフルエンザ薬の備蓄 ・検査体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者接触者外来」の設置 ・県内発生に備えた医療体制整備 ・検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者接触者外来」における医療提供の継続 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・状況に応じた一般医療機関における診療体制の準備 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医療機関における診療の開始 ・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、補充
社会・経済機能の維持	関係機関等との連携による社会経済機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・指定地方公共機関等の指定及び業務計画等の策定 ・要援護者への生活支援の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備要請 ・職場における感染対策の準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め、売値しみが生じないよう要請 ・要援護者への支援 	同左	同左	
						<p style="text-align: center;">★緊急物資の運送、生活関連物資等の価格の安定</p>